

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○病院事業条例の一部を改正する条例	(病院局県立病院課)	二
○総合運動場条例の一部を改正する条例	(教育庁スポーツ健康課)	二
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
○附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	四
○県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	五
○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	五
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	六
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	六
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部交通規制課)	八
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	八
○自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	八
○かきの処理に関する取締条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	九
○食品衛生取締条例の一部を改正する条例	(同)	九
○化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	九
○興行場法施行条例の一部を改正する条例	(同)	九

条 例

○動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(共同参画社会推進課)	九
○青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(保健福祉総務課)	一〇
○地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例	(医療整備課)	一一
○医学生修学資金等貸付条例の一部を改正する条例	(同)	一二
○衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例	(健康推進課)	一三
○生活習慣病検診管理指導協議会条例の一部を改正する条例	(薬務課)	一三
○大麻取締法施行条例の一部を改正する条例	(同)	一三
○覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例	(同)	一四
○麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例	(同)	一四
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(産業人材対策課)	一四
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(畜産課)	一四
○家畜検査手数料条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○県営土地改良事業条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	一五
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○中山間地域等直接支払基金条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○木材流通対策協議会条例を廃止する条例	(林業振興課)	一六
○一般国道百八号花洲山バイパス環境対策委員会条例を廃止する条例	(道路課)	一六
○港湾施設等管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	一六
○県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	一七
○都市計画法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	一八

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号
職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中、「五、一五人」を「五、〇四二人」に改め、同項第九号中、「四、二〇五人」を「四、二二〇人」に、「三、六四八人」を「三、六六三人」に改め、同項第十号中、「一九、〇六一人」を「一九、一三四人」に改め、同条第三項中、「警 視

「一、〇五七人」を「一、〇八九人」を「一、〇九三人」に、「一、二三人」を「一、二七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

病院事業条例の一部を改正する条例

病院事業条例（昭和四十一年宮城県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表宮城県立精神医療センターの項中「三四五床」を「二八六床」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

総合運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

総合運動場条例の一部を改正する条例

総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、宮城県ラグビー場」を削る。

別表第一「宮城県第一総合運動場の項中「宮城県弓道場 宮城県ラグビー場」を「宮城県弓道場」に改める。

別表第三第一号の表宮城県第二総合運動場の項中

宮城県ラ		入場料を徴収しない場合	
合	その他の催しに使用する場	アマチュアスポーツに使用する場	その他の催しに使用する場
	一時間につき	一時間につき	一時間につき
	三、二五〇円	八〇〇円	

ラグビー場

個人使用	貸切使用		入場料を徴収する場合	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	合	その他の催しに使用する場
	合	その他の催しに使用する場	アマチュアスポーツに使用する場	アマチュアスポーツに使用する場
	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
	五、七五〇円	二、九〇〇円	三、八五〇円	九五〇円

を

に

個人使用	貸切使用		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合	
	合	その他の催しに使用する場	アマチュアスポーツに使用する場	アマチュアスポーツに使用する場	合	その他の催しに使用する場
	合	その他の催しに使用する場	アマチュアスポーツに使用する場	アマチュアスポーツに使用する場	合	その他の催しに使用する場
	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
	〇〇〇円	〇〇〇円	一、八〇〇円	二、九〇〇円	三、八五〇円	九五〇円

改め、同表備考第三号中「、宮城県ラグビー場」を削り、同表備考第七号中「宮城県ラグビー場及び「区画又は」及び「それぞれの」を削り、別表第三第二号の表宮城県第二総合運動場の項中「、宮城県ラグビー場」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条第一項中、「期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

第五条第三項中、「八割」を「百分の七十」に、「五割」を「百分の四十五」に、「三割」を「百分の三十」に、「二割」を「百分の二十」に改め、同条第四項中、「五割」を「百分の五十」に改め、同条第五項中「の計算は、三十日をもつて一月とし、一月未満の端数は、十五日以上は一月とし、十五日未満は」を「は、知事等となつた日から起算して暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第五条の規定は、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（知事等の退職手当の特例に関する条例の一部改正）

3 知事等の退職手当の特例に関する条例（平成十八年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「五割」を「四割五分」に改める。

（知事等の退職手当の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の知事等の退職手当の特例に関する条例第一条の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県周産期・小児医療協議会の委員及び部会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員給与に関する条例（昭和二十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中、「第三項」の下に、「（第八項において準用する場合を含む。）第四項（第八項において準用する場合を含む。）第六項、第八項」を加え、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第二項中、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第四項中、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中、「第一項の」を「第一項及び第三項の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えていた勤務（職員勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条又は学校職員勤務時間条例第四条第一項、第三項及び第四項並びに第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。

第八項において同じ。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十分（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 職員勤務時間条例第十条の四第一項又は学校職員勤務時間条例第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

8 第三項及び第四項の規定は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が一箇月について六十時間を超えた職員の第六項に規定する時間外勤務手当の支給について準用する。この場合において、第三項中「全時間」とあるのは、「全時間（職員勤務時間条例第五条又は学校職員勤務時間条例第五条の規定により第六項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に限る。）」と、「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは、「第六項」と、「百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）」とあるのは、「百分の五十」と、第四項中「前項」とあるのは、「第八項において準用する前項」と、「百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）」から第一項」とあるのは、「百分の五十から第六項」と、「割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）」とあるのは、「割合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時から三十二時間」を「十五時三十分から三十一時間」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第六条第一項中「六時間」を「六時間」に、おいては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては「を」を「おいては、」に改め、「それぞれ」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合において、職員の健康又は福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の休憩時間を四十五分以上一時間未満とすることができる。

第八条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「第二条第二項」を「同条第二項」に改める。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第十条の四 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）第十四条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第一項、第四条第一項又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日以下「勤務日等」という。）（第十二条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十二条第一項中「第三条第二項、第四条第一項又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「休日」を「（第十条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第十七条第三項中「（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。
第十二条中、「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を、「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「八時間」を、「七時間四十五分」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

4 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年宮城県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「二十時間」を、「当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一」に、「三十分」を、「五分」に改める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

5 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「二十時間」を、「当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一」に、「三十分」を、「五分」に改める。

第四条第二項中、「八時間」を、「七時間四十五分」に改める。

県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中、「期末手当及び寒冷地手当」を、「及び期末手当」に改める。

第四条第四項中、「の計算は、三十日をもつて一月とし、一月未満の端数は、十五日以上は一月とし、十五日未満は」を、「は、教育長となつた日から起算して暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「四十時間」を、「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中、「十六時から三十二時間」を、「十五時三十分から三十一時間」に改め、同条第四項中、「三十二時間」を、「三十一時間」に改める。

第四条第二項中、「八時間」を、「七時間四十五分」に改める。

第五条中、「前条」を、「前条第一項、第三項又は第四項」に、「同条」を、「同条第一項又は第三項」に改め、「のうち四時間」の下に、「(職務の特殊性により四時間とすることが困難であると認められる学校職員として県人事委員会の規則で定める学校職員にあっては、県人事委員会の規則で定める時間。以下この条において同じ。)」を加える。

第六条第二項中、「前項」を、「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者等は、一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合で、かつ、前項の規定により四十五分を超える休憩時間が置かれている場合において、学校職員の健康又は福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、県人事委員会の規則で定めるところにより、同項の休憩時間を四十五分

以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。
第七条の第二項中、「四十時間」を、「三十八時間四十五分」に、「第三条第二項」を、「同条第一項」に改める。

第八条の三の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第八条の四 任命権者等は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)第十四条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、県人事委員会の規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、県人事委員会の規則で定める期間内にある第四条第二項若しくは第三項又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第十条第一項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された学校職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
第十条第一項中、「第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を、「勤務日等」に、「休日」を、「第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第十五条第三項中、「(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
第十八条に次の一項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、退職手当の支給制限等の処分を行うことができる退職手当管理機関が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)(教育委員会である者に係る前各項の規定による調査審議等につい

て当該指定都市の条例に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第十八条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る同条第二項に規定する退職手当の支給制限等の処分(以下「退職手当の支給制限等の処分」という。)(についてされる同条第一項から第五項までの規定による調査審議等(以下「調査審議等」という。)(について適用し、同日前の退職に係る退職手当の支給制限等の処分についてされる調査審議等については、なお従前の例による。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四十の二の項中、「昭和二十三年法律第九十四号」及び「(電子的方式 磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同表四十の三の項とし、同表四十の項の次に次のように加える。

四十の二 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の十六第十項の規定に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書の写しの開示を受け

開示を受ける
とき

- 1 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙一枚につき十円
- 2 スキャナにより読み取って磁気的方式の記録(電子的方式によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下2において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき二十円に当該少額領収書の写し一枚ごとに十円を加えた額
- 3 スキャナにより読み取って磁気的方式の記録を光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及び

第二十一条第一項の表中二百一の六の項を削り、二百一の五の項を二百一の六の項とし、二百一の四の項を二百一の五の項とし、二百一の三の項を二百一の四の項とし、二百一の二の項の次に次のように加える。

二百一の三 登録免許税法別表第三の五の二の項の第四欄に規定する書類の交付を申請する者

申請するとき 千円

4
X六二八一に適合する直径百二
十ミリメートルの光ディスクの
再生装置で再生することが可能
なものに限る。以下3において
同じ。)に複写したものを交付し
た当該ディスクにつき一枚こ
とに十円を加えた額
とに十円を加えた額
きた電磁的記録を光ディスク
(日本工業規格X六二四一に適
合する直径百二十ミリメートル
の光ディスクの再生装置で再生
することが可能なものに限る。
以下4において同じ。)に複写し
たものの交付に当該ディスク一
枚につき百円に当該少額領収書
の写し一枚ごとに十円を加えた
額

第二十一条第一項の表二百三十の項1口中94を削り、95を94とし、96から123までを95から124までとし、同項1八(1)中「118」を「117」に改め、同項1八(2)中「119及び120」を「118及び119」に改め、同項1八(3)中「121から123」を「120から124」に改め、同表二百六十九の二の項及び二百七十一の五の項中

一万五千元

を

二万円

に改め、同表

二百七十一の六の項1中「一万五千元」を「二万円」に改め、同表二百七十九の項中

三千三百円

を

五千元

に改め、同表

二百八十の項中

三千三百円

を

五千元

に改め、同表

に改め、同表二百八十の二の項の次に次のように加える。

二百八十の三 土壤汚染対策法第二十二條 第四項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る許可の更新を申請する者	申請するとき	二十二万円
二百八十の四 土壤汚染対策法第二十三條 第一項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る許可の変更の許可を申請する者	申請するとき	二十二万円

第二十一条第一項の表二百八十一の項中

三千三百円

を

四千元

に改め、同表二百八十二の項中

三千三百円

を

四千元

に改め、同表

二百八十三の項及び二百八十四の項中

三千三百円

を

五千元

に改め、同表二百八十四の七の項中

三千三百円

を

五千元

に改め、同表

二百八十四の八の項中

三千三百円

を

五千円

に改める。

附 則

この条例中第二条第一項の表四十の二の項の改正規定、同表四十の項の次に次のように加える改正規定、同表二百一の六の項を削り、二百一の五の項を二百一の六の項とし、二百一の四の項を二百一の五の項とし、二百一の三の項を二百一の四の項とし、二百一の二の項の次に次のように加える改正規定及び同表二百三十の項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四十の項中

二千円

を

二千三百円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の四を附則第九条の六とし、附則第九条の三を附則第九条の五とし、附則第九条の二を附則第九条の四とし、附則第九条の次に次の二条を加える。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第九条の二 平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分の個人の均等割の税率は、第二十八条の規定にかかわらず、同条に定める額に千二百円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第九条の三 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に法第五十二条第二項各号に定める日が到来する同項各号に掲げる法人（第二十二條第二項において法人とみなされるものを含む。）の均等割の税率は、第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、同項に定める均等割の額に、当該均等割の額に百分の十を乗じて得た額をそれぞれ加算した額とする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第九条の三」とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例

自然環境保全審議会条例（昭和四十七年宮城県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号中「第七条第四項」を「第九条第二項」に、「国定公園の公園事業」を「国定公園事業」に改め、同項第八号中「第十三条第三項、第十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項」に、「第二十四条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同項第九号中「第二十六条第二項」を「第三十三條第二項」に改め、同項第十号中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

かきの処理に関する取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

かきの処理に関する取締条例の一部を改正する条例

かきの処理に関する取締条例(昭和二十九年宮城県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「受ける者」を「受けようとする者」に、「三千九百円」を「四千六百円」

に改め、同項第二号及び第二号中「受ける者」を「受けようとする者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

食品衛生取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

食品衛生取締条例の一部を改正する条例

食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「次の」を「知事は、次の」に、「からは、」を「から、申請の際に、一件につき」

に改め、「定める」の下に「額の」を加え、同項各号を次のように改める。

一 第三条の規定による登録を受けようとする者 五千八百円

二 第四条の規定による登録を受けようとする者 千三百円

三 第六条第二項の規定による登録の更新を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ

次に定める額

イ 加工業者 五千八百円

ロ 行商者 千三百円

四 第九条の規定による書換え又は再交付を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ

次に定める額

イ 加工業者 七百元

ロ 行商者 五百円

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「二万千円」を「二万四千円」に改め、同項第二号中「一万三千六百円」

を「一万七千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一万四千円」を「二万二千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例(平成十二年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正

する。

第十七条第一項第一号及び第二号中、「一万四千元」を、「一万五千元」に改め、同項第三号中、「一万四千元」を、「一万六千元」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第二十七条」を、「第二十八条」に、「第二十八条・第三十五条」を、「第二十九条・第三十六条」に、「第三十六条・第三十九条」を、「第三十七条・第四十条」に、「第四十条・第四十一条」を、「第四十一条・第四十三条」に改める。

第十四条第六号中、「特定がん具等」を、「特定がん具類」に改め、同条第七号中、「特定がん具等取扱業者」を、「特定がん具類取扱業者」に、「特定がん具等の」を、「特定がん具類の」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 自動販売機等 物品の販売又は貸付けをするための機器であつて、物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面することがない状態(物品の販売又は貸付けに従事する者が電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客と対面する状態を含む。)で、当該機器に収納された物品の販売又は貸付けをすることができるものをいう。

第十五条第二項中、「特定がん具等取扱業者」を、「特定がん具類取扱業者」に、「特定がん具等が」を、「特定がん具類が」に、「特定がん具等を」を、「特定がん具類を」に改める。

第十九条の見出しを、「(有害特定がん具類の指定等)」に改め、同条第一項及び第二項中、「特定がん具等」を、「特定がん具類」に改め、同条第三項中、「特定がん具等取扱業者」を、「特定がん具類取扱業者」に、「特定がん具等及び」を、「特定がん具類及び」に、「特定がん具等(」を、「特定がん具類(」に、「有害特定がん具等」を、「有害特定がん具類」に改め、同条第四項及び第六項中、「有害特定がん具等」を、「有害特定がん具類」に改める。

第二十二条第一項中、「自動販売機又は自動貸出機」を、「自動販売機等」に、「当該」を、「その日の十五日前までに、当該」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第二十六条を次のように改める。

(図書類自動販売機等による営業の停止)

第二十六条 知事は、図書類自動販売機等による図書類取扱業者又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該図書類自動販売機等による販売又は貸付けをする営業に關し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類自動販売機等による図書類取扱業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該図書類自動販売機等による営業の停止を命ずることができる。

- 一 第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 二 第二十三条の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかつたとき。
 - 三 前条第一項の規定に違反して、有害図書類を図書類自動販売機等に収納したとき。
 - 四 前条第一項の規定に違反して、有害図書類を直ちに撤去しなかつたとき。
- 第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第四十条第一項中、「第三十条第一項」を、「第三十一条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者
 - 二 第三十二条の規定に違反して、青少年に対し入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をした者

第四十条第三項第一号中、「第三十条第二項」を、「第三十一条第二項」に改め、同項第二号中、「第三十二条」を、「第三十三条」に改め、同条第四項第三号中、「有害特定がん具等」を、「有害特定がん具類」に改め、同項第五号中、「第二十六条」を、「第二十七条」に、「有害特定がん具等」を、「有害特定がん具類」に、「特定がん具等自動販売機等」を、「特定がん具類自動販売機等」に改め、同項第六号中、「第二十六条」を、「第二十七条」に、「有害特定がん具等」を、「有害特定がん具類」に改め、同項第七号中、「第二十九条第一項」を、「第三十条第一項」に改め、同条第五項第三号及び第四号中、「第二十六条」を、「第二十七条」に改め、同項第五号中、「第二十八条第一項」を、「第二十九条第一項」に改め、同項第六号中、「第二十八条第二項」を、「第二十九条第二項」に改め、同項第七号中、「第二十八条第三項」を、「第二十九条第三項」に改め、同項第八号中、「第二十九条第三項」を、「第三十条第三項」に改め、同項第九号中、「第三十五条第二項」を、「第三十六条第二項」に改め、同項第十号中、「第三十八条第一項」を、「第三十九条第一項」に改め、同条第六項中、「第三十条又は第三十一条」を、「第三十一条又は第三十二条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条第一項第一号中、「特定がん具等自動販売機等」を、「特定がん具類自動販売機等」に改め、同項第二号八中、「特定がん具等取扱業者」を、「特定がん具類取扱業者」

に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条を第三十八条とし、第三十六条第一項第三号中、「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条を第三十六条とし、第二十八条から第三十四条までを一条ずつ繰り下げ、第二十七条中「、第二十四条及び第二十五条」を「及び第二十四条から第二十六条まで」に、「特定がん具等自動販売機等」を「特定がん具類自動販売機等」に改め、同条を第二十八条とする。

(準用)

第二十七条 第二十二条から前条までの規定は、特定がん具類の販売又は貸付けのための自動販売機等(以下「特定がん具類自動販売機等」という。)を用いて業を行う特定がん具類取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定中「図書類」とあるのは、「特定がん具類」と、「図書類自動販売機等」とあるのは、「特定がん具類自動販売機等」と、「図書類自動販売機等管理者」とあるのは、「特定がん具類自動販売機等管理者」と、「図書類取扱業者」とあるのは、「特定がん具類取扱業者」と、「有害図書類」とあるのは、「有害特定がん具類」と、第二十五条第二項中「第十八条第一項」とあるのは、「第十九条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青少年健全育成条例第二十二條第一項(同条例第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定は、同条例第二十二條第一項に規定する図書類自動販売機等(以下「図書類自動販売機等」という。))又は同条例第二十七條に規定する特定がん具類自動販売機等(以下「特定がん具類自動販売機等」という。)(を平成二十二年四月十六日以後に設置しようとするときについて適用し、同日前に図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置しようとするときは、なお従前の例による。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

3 住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二第七号中「特定がん具等自動販売機等」を「特定がん具類自動販売機等」に改める。

(犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の一部改正)

4 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(平成十八年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十九条各号」を「第三十条各号」に改める。

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)(の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第三条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価
委員会の委員及び臨時委員

出席一回につき

一、六〇〇円

六

級

医学生修学資金等貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

医学生修学資金等貸付条例の一部を改正する条例

医学生修学資金等貸付条例(平成十七年宮城県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中、「生じた日」の下に、「の前日」を加え、「の分」を、「の前月分」に改め、同条第一項中、「その事実が生じた日の属する月の分」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、大学生修学資金の貸付けを受けている者が大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったときは、当該履修期間の分については、大学生修学資金の貸付けを休止するものとする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第九条第一項第一号中、「医師の免許を受けた」を、「大学を卒業した」に改める。
第十一条第一項第一号中、「第八条第二項」を、「第八条第三項」に改める。
第十二条第一号中、「第八条第二項第三号」を、「第八条第三項第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の医学生修学資金等貸付条例第八条及び第九条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る同条例第三条に規定する修学資金等(以下、「修学資金等」という。)(の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る修学資金等の貸付けについては、なお従前の例による。

衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例

衛生技術者養成施設条例(昭和三十九年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「第二十一条第二号」を、「第二十一条第三号」に改める。

第四条第一項の表以外の部分中、「入学検査手数料」を、「入学者選 hands 手数料、入学金」に改め、同項の表を次のように改める。

授 業 料	入 学 者 選 抜 料	入 学 金	証 明 手 数 料
年 額 三六〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	在籍証明書、成績証明書、 卒業証明書又は単位修得証 明書各一通につき 三〇〇円

第五条第四項中、「入学検査手数料」を、「入学者選 hands 手数料」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 入学金は、入学を許可した日から十五日以内に知事の発行する納入通知書により納入しなければならぬ。

6 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の事由があると認める者に係る入学金については、同項に規定する期限を変更し、又は分割して徴収することができる。

第六条中、「入学者査手数料」を、「入学者選抜手数料、入学金」に改める。
第七条の見出しを「(授業料等の減免)」に改め、同条中「授業料」の下に「又は入学金」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において衛生技術者養成施設(以下「養成施設」という。)に在学する者(以下「在学者」という。)に係る在学中の授業料の額については、なお従前の例による。

3 平成二十二年に養成施設に入学を許可された者が在学中に納入すべき授業料に係る改正後の衛生技術者養成施設条例(以下「新条例」という。)第四条第一項の表の規定の適用については、同表中「三六〇、〇〇〇円」とあるのは、「一一八、八〇〇円」とする。

4 平成二十三年に養成施設に入学(転入学に限る。以下この項において同じ。)を許可された者に係る授業料の額については、当該入学を許可された者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

5 平成二十二年に養成施設に入学を許可された者に係る入学金については、新条例第四条第一項の規定にかかわらず、徴収しない。

生活習慣病検診管理指導協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

生活習慣病検診管理指導協議会条例の一部を改正する条例

生活習慣病検診管理指導協議会条例(平成十七年宮城県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「循環器疾患等基本健康診査」を「循環器疾患等に係る特定健康診査等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大麻取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

○宮城県条例第二十七号

大麻取締法施行条例の一部を改正する条例

大麻取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「免許証」を「大麻取扱者免許証(以下「免許証」という。)」に改める。

第六条中「免許証を添えて」を削る。

第九条を第十条とする。

第八条第一項第一号中「六千七百円」を「七千八百円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「大麻取扱者免許証」を「免許証」に、「三千二百円」を「三千六百円」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第七条第一項の規定による免許証の書換え交付を申請する者 三千六百円

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(免許証の書換え交付の申請)

第七条 大麻取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をする者は、免許証を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の年月日

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例

覚せい剤取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「三千九百円」を「四千五百円」に改め、同項第四号中「二千七百円」を「三千円」に改め、同項第六号中「一万五千五百円」を「一万二千七百円」に改め、同項第七号中「三

宮城県知事 村 井 嘉 浩

千九百円」を「四千五百円」に改め、同項第九号中「二千七百元」を「三千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例

麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「一万四千六百円」を「一万五千四百円」に改め、同項第二号中「三千九百円」を「四千五百円」に改め、同項第三号中「二千七百元」を「三千円」に改め、同項第四号中「一万四千六百円」を「一万五千四百円」に改め、同項第五号中「三千九百円」を「四千五百円」に改め、同項第六号中「二千七百元」を「三千円」に改め、同項第七号中「三千九百円」を「四千五百円」に改め、同項第八号中「二千七百元」を「三千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（授業料等）
第七条 能力開発校においては、次の表に掲げる授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料を徴収する。

区 分	授 業 料	入 学 者 選 抜 料	入 学 金	証 明 手 数 料
-----	-------	-------------	-------	-----------

普通課程	年額 一、一八〇〇円	一、二〇〇円	五、六五〇円	在籍証明書 成績証明書 又は修了証 明書各一通 につき 三〇〇円
短期課程				

2 現に能力開発校に在学中の学生でその在学に係る在籍証明書又は成績証明書の交付を受けようとするものについては、前項の規定にかかわらず、当該在籍証明書又は成績証明書に係る証明手数料は、徴収しない。

3 国又は地方公共団体で在籍証明書、成績証明書又は修了証明書（以下「在籍証明書等」という。）の交付を受けようとするものについては、第一項の規定にかかわらず、当該在籍証明書等に係る証明手数料は、徴収しない。

第八条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 入学者選抜手数料は、入学願書を提出する時に徴収するものとする。

第八条に次の一項を加える。

4 証明手数料は、在籍証明書等の交付を申請する時に徴収するものとする。

第九条中「入学金」を「入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料」に改める。

第十条中「及び入学金」を「、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職業能力開発校条例第七条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の同条第三項に規定する在籍証明書等の交付の申請に係る手数料について適用する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二項第一項」を「第三項第一項」に改める。

第十一条中「第八条」の下に「（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」

を加え、「同条」を「法第八条」に改める。

別表一の項中「牛のヨーネ病」を「一件につき 五〇〇円」を

「牛のヨーネ病」を「一件につき 七〇〇円」に、

「八〇円」を「一〇〇円」に改め、同表六の項中「(法第三十一条第二項において

準用する場合を含む。)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条、第十一条及び別表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例

家畜検査手数料条例(平成十八年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「五百円」を「七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

県営土地改良事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

県営土地改良事業条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業条例(昭和二十五年宮城県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び災害防止事業」を「災害防止事業、基幹水利

施設管理事業」に改める。

第五条第一項中「百分の四十(土地改良総合整備事業計画に基づき実施する土地改良総合整備事業にあつては、百分の四十五)」を「百分の五十」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 基幹水利施設管理事業 百分の四十

附 則

この条例中第三条ただし書の改正規定及び第五条第二項に一号を加える改正規定は平成二十二年四月一日から、その他の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

県営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

県営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和三十四年宮城県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第五条第一項中「附則第十項」を「附則第十三項」に改める。

附則第三項中「附則第十八項」を「附則第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中山間地域等直接支払基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

中山間地域等直接支払基金条例の一部を改正する条例

中山間地域等直接支払基金条例(平成十二年宮城県条例第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

木材流通対策協議会条例を廃止する条例をここに公布する。
平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

木材流通対策協議会条例を廃止する条例

木材流通対策協議会条例（平成十七年宮城県条例第七十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
別表宮城県木材流通対策協議会の委員の項を削る。

一般国道百八号花洲山バイパス環境対策委員会条例を廃止する条例をここに公布する。
平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

一般国道百八号花洲山バイパス環境対策委員会条例を廃止する条例

一般国道百八号花洲山バイパス環境対策委員会条例（平成十七年宮城県条例第八十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
別表一般国道百八号花洲山バイパス環境対策委員会の委員の項を削る。

港湾施設等管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十二年三月二十四日

○宮城県条例第三十八号

港湾施設等管理条例の一部を改正する条例

港湾施設等管理条例（昭和三十八年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設（以下単に「港湾環境整備施設」という。）を「第十八条第一号に規定する有料公園施設」に改め、「こと」の下に「（法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設（以下単に「港湾環境整備施設」という。）にあつては、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのためにその全部又は一部を独占して使用する場合に限る。）」を加える。

第九条第一項中「六月以内」を「一年以内」に改める。

別表第一第一号の表荷さばき施設の項中

（一）	貨物搬入の日から起算して十五日まで	甲地	五円三〇銭
	一日一平方メートルにつき	乙地	四円
（二）	十六日以後	甲地	九円
	一日一平方メートルにつき	乙地	七円

を

（一）	貨物を搬入するために使用する場合	甲地	五円三〇銭
	一日一平方メートルにつき	乙地	四円
（二）	十六日以後	甲地	九円
	一日一平方メートルにつき	乙地	七円
（三）	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合		
	仮設工作物の設置		八〇円
	一日一平方メートルにつき		
	その他		三円
	一日一平方メートルにつき		

に改め、同表保管施設の項

（一）	貨物搬入の日から起算して十五日まで	甲地	六円四〇銭
	一日一平方メートルにつき	乙地	二円七〇銭
		丙地	二円九〇銭
（二）	十六日以後	甲地	九円三〇銭
	一日一平方メートルにつき	乙地	五円三〇銭
		丙地	二円七〇銭

を

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>(一) 貨物を搬入するために使用する場合</p>	<p>中</p> <p>(一) 貨物を搬入の日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 一円</p> <p>(二) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 一円六〇銭</p>	<p>(一) 貨物を搬入するために使用する場合 一日一平方メートルにつき 一円三〇銭</p> <p>(二) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 一円二〇銭</p> <p>(三) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合 仮設工作物の設置 一日一平方メートルにつき 八〇円</p> <p>(四) その他 一日一平方メートルにつき 三円</p>	<p>(一) 貨物を搬入の日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 一円三〇銭</p> <p>(二) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 一円二〇銭</p>	<p>別表第一第二号の表荷さばき施設の項中</p>	<p>港湾環境整備施設</p> <p>(一) 仮設工作物の設置 一日一平方メートルにつき 八〇円</p> <p>(二) その他 一日一平方メートルにつき 三円</p>	<p>設の項の次に次のように加える。</p> <p>(一) 貨物を搬入するために使用する場合 一日一平方メートルにつき 六円四〇銭</p> <p>(二) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 一円七〇銭</p> <p>(三) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合 仮設工作物の設置 一日一平方メートルにつき 八〇円</p> <p>(四) その他 一日一平方メートルにつき 三円</p> <p>特等地地 九円三〇銭 甲地地 五円三〇銭 乙地地 四円 丙地地 二円七〇銭</p>
-----------------------------	--	--	--	---------------------------	---	--

<p>使用料の額</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表保管施設の項</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同表船舶役務用施</p>	<p>別表第一備考第八号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十二年四月二十八日から施行する。ただし、別表第一備考第八号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 改正後の港湾施設等管理条例第七条第一項第一号の規定による港湾環境整備施設の使用の許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>宮城県条例第三十九号 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>平成二十二年三月二十四日</p> <p>宮立都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>宮立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第三項中「別表第五駐車場」を「別表第五第二号の表」に改める。</p> <p>別表第五を次のように改める。</p> <p>別表第五(第十条関係)</p> <p>一 ヨットハーバー会議室及びヨット艇庫の使用料</p>	<p>に改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>(一) 貨物を搬入の日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 一円</p> <p>(二) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 一円六〇銭</p> <p>(三) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合 仮設工作物の設置 一日一平方メートルにつき 八〇円</p> <p>(四) その他 一日一平方メートルにつき 三円</p>
--------------	----------	---------------------	----------	---------------------	---	---

普通車		大型車		区 分		使用料の額	限度額
一台につき				夜間 一時間まで	昼間 入場してから三時間まで 超過時間一時間まで		
入場してから三時間まで	超過時間一時間まで	入場してから一時間まで	超過時間三十分まで			一時間まで	一時間まで
一時間まで	一時間まで	一時間まで	一時間まで	一時間まで	一時間まで	一〇〇円	七〇〇円

ヨット艇	第一会議室	第二会議室	区 分		
			全日	午前	午後
利用期間が一月以上一年未満の場合一月につき	利用期間が一月未満の場合一日につき	利用期間が一月未満の場合一日につき	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
五、〇〇〇円	二、五〇〇円	一〇〇円	二七、五〇〇円	二七、五〇〇円	二七、五〇〇円

備考

一 「一般」とは、学生等以外の者をいい、「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者をいう。

二 「全日」は午前八時から午後五時まで、「午前」は午前八時から正午まで、「午後」は午後一時から午後五時までとする。

二 駐車場の使用料

備考

一 「大型車」とは、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二に定める分類番号が一、一〇から一九まで及び一〇〇から一九九まで、二、二〇から二九まで及び二〇〇から二九九まで、八、八〇から八九まで及び八〇〇から八九九まで、九、九〇から九九まで及び九〇〇から九九九まで並びに〇、〇〇から〇九まで及び〇〇〇から〇九九までの自動車（八、八〇から八九九まで及び八〇〇から八九九までのものにあつては、小型自動車（道路運送車両法施行規則昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に定める小型自動車をいう。）を除く。）をいい、「普通車」とは、大型車以外の自動車をいう。

二 「昼間」とは、午前八時から午後六時までをいい、「夜間」とは、午前零時から午前八時まで及び午後六時から午後十二時までをいう。

三 「限度額」とは、昼間又は夜間の区分が変更されるまでの間における使用料の上限額をいう。

四 昼間から夜間にわたり引き続き普通車で駐車場を使用する場合であつて、当該昼間の区分が終了する時刻において三十分（入場してからの時間が一時間に満たない場合にあつては、一時間。以下同じ。）に満たない端数（使用時間につき、三十分を一単位として使用料を算定した場合において生ずることとなる三十分に満たない時間をいう。）が生ずるときは、第二号の規定にかかわらず、当該夜間の区分が開始する時刻から三十分から当該三十分に満たない端数を減じた時間が経過するまでの間は、当該昼間の区分により使用料を算定するものとする。

五 夜間から昼間にわたり引き続き普通車で駐車場を使用する場合であつて、当該夜間の区分が終了する時刻において一時間に満たない端数（使用時間につき、一時間を一単位として使用料を算定した場合において生ずることとなる一時間に満たない時間をいう。）が生ずるときは、第一号の規定にかかわらず、当該昼間の区分が開始する時刻から一時間から当該一時間に満たない端数を減じた時間が経過するまでの間は、当該夜間の区分により使用料を算定するものとする。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成十二年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

8	省令第六十条の規定による証明書の交付を受けようとする者	千八百円
---	-----------------------------	------

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。